

東京都新宿区都市計画審議会議事録

（平成十八年十月二十七日）

第二百二十八回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成十八年十月二十七日

出席した委員

戸沼幸市、石川幹子、千歳壽一、中川義英、野宮利雄、  
新津隆次、岡川榮司、泉晃子、とよしま正雄、沢田あゆみ、  
おぐら利彦、久保合介、かわの達男、松木義人  
(代理：加藤交通課長)、高田茂(代理：野中防災指導課長)、  
近藤恵美子、金山さか江、

欠席した委員

大崎秀夫、喜多崇介、丸田頼一

議事日程

日程第一

議案第二三七号

新宿区都市マスタープランの改定について

議案第二三九号

東京都計画道路の変更について

日程第二

報告事項第一 景観まちづくり審議会における景観計画等の  
審議状況について

報告事項第二 住宅まちづくり審議会における「新宿区にお  
ける新たな住宅施策のあり方」の審議状況について

議事のでんまつ

午後二時十分開会

戸沼会長 それでは、時間ですので始めたいと思います。

きょうの出欠状態ですが、欠席の御通知をいただいたのは、  
喜多委員と大崎委員、丸田委員です。

新宿警察署長の松木委員の代理で、加藤交通課長において  
いただきました。それから、新宿消防署長の高田委員の代理で、  
野中防災指導課長においていただきました。

それから議事録の署名ですけれども、石川委員にお願いした  
と思います。よろしくお願いいたします。

それでは、きょうの日程、資料等事務局からお願います。  
内藤都市計画主査 事務局です。本日の日程と配布資料の御  
確認をお願いいたします。

初めに本日の日程でございます。資料の上にありますA四判  
の議事日程表を御覧ください。本日は、日程第一の審議案件が、  
議案第二三七号及び議案第二三九号の二件です。

続きまして、日程第二、報告案件が二件ございます。

なお、審議会終了後、第一回都市マスタープラン検討部会を  
開催いたします。検討部会の委員の皆様には、引き続きよろし  
くお願いいたします。

次に、配布資料の御確認を願います。

初めに、資料一として、A三判で、「まちづくりの方向につ  
いて」左とじのものでございます。続きまして、資料二といた  
しまして、「まちづくりの方針について」でございます。続き  
まして、資料三といたしまして、A三判で、「地区構成とまち  
づくり動向について」でございます。続きまして、参考資料と

してA三、一枚カラー刷りの縦使いの物を用意させていただいています。続きまして、資料四といたしまして、A四横使いで、右上に議案第二三九号と書かれたものがございます。続きまして、資料五といたしまして、A三、一枚でございますが、「景観まちづくり審議会における景観計画等の検討状況について」というものがございます。最後でございますが、資料六といたしまして、A四左ホチキスどめで「新宿区における新たな住宅施策のあり方について」でございます。

おそろいででしょうか。不足している資料がございましたら事務局までお願いします。

以上でございます。

戸沼会長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議事の進行ですけれども、都市マスの方は議論が多くなると思いますが、ちよつと後回しにして、議案第二三九号の審議を最初にしたいと思いますので、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

戸沼会長 それではお願いします。

「事務局議題朗読」

日程第一の二

議案第二三九号 東京都市計画道路の変更について

藤牧都市計画課長 都市計画課長の藤牧でございます。よろしく願います。

それでは、議案第二三九号、先ほど御紹介がありましたA四判の横長の資料でございます。東京都市計画道路の変更、(都市高速道路中央環状新宿線)について御説明を申し上げます。この議案につきましては、東京都の都市計画決定案件でございます。東京都から新宿区に意見照会がございました。この審議会を受けて、東京都の方に回答いたしてまいりたいと存じております。

それでは、議案第二三九号の資料を一枚おめくりいただきたく存じます。

理由書を御覧ください。変更理由の概要についてかいつまんで御説明を申し上げます。

都市高速道路中央環状新宿線は、東京都目黒区青葉台四丁目起点に、豊島区高松一丁目を終点とする延長約十・一キロの道路でございます。高速三号渋谷線、高速四号新宿線及び高速五号池袋線を相互に接続して、既に設置されております高松入口と五力所の新設の出入り口を利用することによって、渋谷、新宿、池袋の各副都心が便利に行き来できるようになり、都市機能の向上が図れるというものでございます。あわせて、首都圏の渋滞が解消され、環境の改善も図られます。

中央環状新宿線は、トンネル構造のため九力所の換気所を設置していますが、西新宿の換気所は、唯一道路の外にある路外換気所であるため、トンネル内の換気施設だけでなく、交通管制施設、料金計算施設を配置し、中央環状新宿線全線を一括管理する計画でございます。

しかしながら、新システムの開発、トンネルの異常自動感知システムやETCの普及などにより、各施設のコンパクト化が

図れることから、首都高速道路全線での合理的な施設配置計画を見直した結果、既存施設で交通管制施設、料金計算施設を代替することにより、西新宿換気所の規模縮小が可能となりました。

よつて、道路施設の機能が現計画と同様に確保できることから、道路の一部を変更するものでございます。

この内容につきましては、三ページをお開きいただきたく存じます。

また、二ページについては、中央環状新宿線の都市計画内容を示してございます。

こちらに変更理由が書いてございます。

あわせまして、恐縮ですが、四ページをお開きいただきたく存じます。

四ページが総括図として、西新宿地区の中央環状新宿線が赤線で示されてございます。図の下側、右側のところが渋谷区との区境となつていてございまして、今回の変更箇所は四角く赤で示された箇所でございます。ちょうど、オペラシテの正面に当たる場所でございます。

次に、五ページをお開きいただきたく存じます。

五ページでございますが、これは計画図でございまして、黄色い部分が計画変更の廃止部分でございます。これが計画区域から削除されるということでございまして、そういうことでございます。

それから、六ページをお開きいただきたく存じます。

六ページは、参考図でございますが、赤い区域と黄色い区域が既に計画区域であった場所でございますが、今回この黄色の

部分を削除して、この結果緑色の太線で囲まれた部分、これが計画区域になるということでございます。面積につきましては、約三千八百平方メートルから約千九百平方メートルに縮小されるということでございます。

以上で、議案第二三九号 東京都市計画道路の変更についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。戸沼会長 何か御質問がありましたらどうぞ。

これは、六ページの四角いところが物としてはどういう利用になるんですか。

藤牧都市計画課長 この残る部分は換気塔でございます。

戸沼会長 はい、わかりました。

どうぞ。

かわの委員 そうすると、この部分で言うと換気塔だけが残つて、ほかの施設というのは基本的にはなくなるといったいいですか。

藤牧都市計画課長 そのとおりでございます。

かわの委員 それから、ここだけに限らないと思うんですけども、この新宿線全体で訴訟が起こされているかどうかというのはちょっと定かではないんですけども、いろいろ反対運動を含めて、ずっとここが特にということではないですね、全体で。例えば、落合の路内換気所などはどうなのかちょっとあれですけども、そういうところについての何か情報というのは入っているでしょうか。わかりますでしょうか。

藤牧都市計画課長 新宿区内の部分におきましては、反対運動が起きているというところはございません。これは、豊島区から目黒区に至る十・一キロの沿道部分なんです、特に訴訟に

なるとか、反対運動が強く起こっているというようなことは聞いてございません。

かわの委員 いわゆる換気設備についても、ただ排気を出すだけではなくて、例えばバクテリアを使って、そういう換気の窒素酸化物、そのものをとるような、そういうようなことをやれとかというふうな動きも一部であったやに聞いているんですけども、特にそういうことで今の工事そのものの進捗に影響が出ているという、そういうことはないということですか。

藤牧都市計画課長 そのとおりでございます。

かわの委員 はい、わかりました。とりあえずいいです。

石川委員 前に、換気塔の場所と、それから高さ、色、形、大変大きな問題なものですから、東京都と、それから当時の環境省といろいろ協議をして決めたんですね。きょう、この後景観まちづくり審議会とか新宿区における景観計画についている御報告があると思うんですが、こういう換気塔というのは、そういう意味で非常に景観上問題があるものだと思うんですが、景観に関する配慮とか、そういったものはどのようになっていて、また新宿区がこういったものに関して、どういう形で意見を申し上げたり、あるいは区民の方がどういう形でかわるこゝとができるのか、それをちょっと教えていただきたいと思いません。

藤牧都市計画課長 まず、この換気所の規模でございますが、こちらにつきましては、地下三階、地上四階、最高高さが四五メートルということでございます。それで、景観の面ということでございますが、外装につきましては、磁器質のタイル張り、それから砂岩風の吹きつけを行うということともに、緑化

でございます、屋上及び壁面の緑化を行うという内容になってございます。

石川委員 普通、パスとか、そうするとともわかるんですけども、そういうものはないんですか。

藤牧都市計画課長 私の手元にはあるんですけども、ちょっと小さくて恐縮なんです。

戸沼会長 回して下さい。

藤牧都市計画課長 このようなパスでございます。

石川委員 換気塔といってもいろいろなものも入ってくるわけですね。

藤牧都市計画課長 換気所ということですが、ですから、換気設備とかそういうのがいろいろの周りに入ると思います。ただ、筒だけがあるということではなくて。

石川委員 御苑の換気塔も筒だけではなくて、守衛さんが泊まる所とかいろいろつくりまして、それで結局、これも筒だけではなくて、いろいろ入ってくるということですか。

藤牧都市計画課長 こちらでございますけれども、換気設備のほかに、いわゆるメンテナンスが必要になってまいりますので、メンテナンスをする空間とかが入ってくるという状況でございます。

石川委員 こういう公共施設、都市の中で非常に大事なものですから、例えば緑化などはもっていただいて、ある意味では迷惑施設ですので、そういうものであるのなら、都会の図書館とか、そういう公共施設よりも、もっと本格的にきちっと緑化してくださいとか、要するに新宿区として、これはほかならぬ新宿区の中に立つ公共施設ですから、何か意見を言う

チャンネルですか、情報も知りたいですし、それから内容も今見せていただいで、タワーじゃなくて建物であるということがわかったわけですけれども、どういう形で新宿区民、都市計画審議会の私たちは、そういったものに対して意見照会といったときに、照会ですから、こういうふうにしたらもつとよろしいんじゃないでしょうか、そういうふうなことが言えるのかどうか、ちよつとよくわからないので、そのあたりのことをお伺いしたいんです。

藤牧都市計画課長 緑化の件につきましては、既に緑化協議、それから景観協議等もやっております、その中で区の緑化基準を十分満たすような内容になってございます。それから、あと意見を上げるということであれば、緑化について特段の配慮をしてほしいとか、そういうようなことで意見照会に対して回答していくというような形でどうかというふうに思っております。

戸沼会長 これは国の施設ですか、東京都の施設ですか。

藤牧都市計画課長 首都高です。

戸沼会長 首都高に対して言ってくれというふうなことになるわけですね。

藤牧都市計画課長 そうです。

石川委員 短時間で実りの多い議論をするためには、そういう資料が欲しいですね。前、新宿の西口の再開発のときも緑化計画をいただいで、満たしているとは言え、私などからは見るとこれはないんじゃないのとか、あればいろいろ話ができるわけですが、何もないと一応満たしていますというふうには、それは満たしているんだと思いますけれども、満たしつつもより

よい変わり方があるかもしれないし、せっかく皆さんこれだけお集まりになっていらつしやるので、少しでも新宿区の環境がよくなるような形で、意見を申し上げることができると大変いいんじゃないかと思えます。

藤牧都市計画課長 これは、これから新たに都市計画決定していくという話ではなくて、既にもうあるものの規模を縮小するという都市計画の変更なんです。そういうことで、もう既に緑化とか協議が整って既に建設工事が進んでいるという中で、都市計画の変更が、ある意味では後追いのしているというふうな内容でございます。そういうことでございますので、西口のこれからつくる再開発計画とは、意見照会の意味合いが違ってまいります。

戸沼会長 ほかにどうぞ。

沢田委員 いろいろな理由からコンパクトになるということで、規模の縮小が可能となったから計画が変わったということなんですけれども、換気塔そのものの規模も縮小するというような計画なんですか。それとも、それ自体は変わらなくてほかの施設ができなくなったからそういうことになったんですか。

藤牧都市計画課長 今の御質問なんです、換気塔は変わらないうんですが、これに削除する部分に交通管制施設とか、料金計算施設、それからそれに伴う駐車場とか倉庫等が配置される計画でございます、そのために計画区域が三千八百平米必要だったと。ところが、先ほど申し上げたように、トンネル異常感知システムの開発、ETCの普及等、この首都高速道路全体の施設配置計画を見直した結果、今申し上げた交通管制施設や料金計算施設、駐車場、倉庫等が要らなくなったということ、

三千八百平米から千九百平米と計画区域の面積を変更すると、そういう内容でございます。

沢田委員 そうすると、見た目はすつきりするというか、観上は前よりはすつきりするという変更になるということですね。せつかくすつきりするんだったら、さつき石川委員がおっしゃったみたいに、なお一層緑化をやっていただけたらいいと思います。

戸沼会長 ほかにありましたらどうぞ。

かわの委員 ここが唯一の路外換気所にしたというのは、今言われたように、いろいろな附帯設備をつけるからということ、路外換気所になったという経過があつたんじゃないかなと思つたんです。落合なども最初は路外換気所だったのを路内に持つてきましたよね。ここも、そうするとそういうほかのものがなくなつたとすれば、道路内、路内換気所というふうにはならないのか、そういう検討はされたんですか。

藤牧都市計画課長 これは、西新宿のジャンクションがございまして、そういうことから立体交差の部分に当たつてまいります。そういうことから、路内には換気所は設けられないんです。

かわの委員 構造上。

藤牧都市計画課長 はい。道路の線形上。

戸沼会長 いかがでしょうか。区内にできる公共施設等についての景観のあり方について、景観計画でまたいろいろ注文する側面が出てくると思ひますので、今回は既存施設と称してすつきりと。それについても、景観協議、緑化協議等々を行っているようなので、こういう御意見も議事録に残りますから、

これとしてこの案件はどうでしょうか。計画変更で縮小すると。

千歳委員 細かいことで気になりますけれども、できるだけ正確にという意味でお聞きしたいんですけれども、この五ページ、六ページ、四ページからせつかく図面をつけていただいているんですけども、縮尺二千五百分の一と書いてあつて、これは方位が入つてないんですよね。常識的に、このままで北が上だろつというふうに考えるんでしょうけれども、そこまで今回は検討する必要がないということなのかもしねませんけれども、こういった地図の上で建物を検討する際には、方位というのが重要な課題になります。

藤牧都市計画課長 方位につきましては、北が上ということでございます。この中に方位が入つていないということなんですけれども、これは総括図、計画図、決まつたフォーマットがございまして、そういうことから都の方から送付されてきたものがこういう内容であつたということでございます。

千歳委員 東京都の方がちゃんとしたのを送つてくれなかつたから仕方がないと言えれば仕方がないのかもしねませんけれども、ちゃんと審議するには、北が常識だと言えればそれでいいんですけれども、場合によつては、これ、たまたまちようど真ん中にうまく入つているからいいんですけれども、そうじゃない場合には少し曲げて、それでこの紙にうまく入るようによつてとだつてあるわけです。ですから、できるだけ正確を期すために、せつかく図面を見るんですから、そういうふうにお願ひいたします。

藤牧都市計画課長 わかりました。御指摘の点は、東京都の方にも伝えていきたいというふうには思つております。

戸沼会長 ほかには御意見等々ございましたらどうぞ。

それでは、東京都計画道路の変更について、支障がないということ、ただ今御意見が出ていましたので、それを議事録等々に残して、また向こうにも伝えるようにしていただきたいと思います。

それでは、日程第一の一で、議案二三七号 新宿区都市マスタープランの改定について、資料が一から三まで、その説明をお願いします。

〔事務局議題朗読〕

日程第一の一

議案第二三七号 新宿区都市マスタープランの改定について

橋口副参事 まちづくり計画担当副参事の橋口です。よろしくお願いたします。

本日は、参考資料ということで、都市マスタープラン構成イメージ、A三判の縦のものをお配りさせていただいております。こちらにつきましましては、七月十日の当審議会で参考資料として出させていただいたものですけれども、改めてもう一度出させていましてあります。

と申しますのは、今回都市マスタープランを改定するに当たりますとしましては、基本構想、基本計画と一体的に行っていく、基本計画と総合化した計画を一つつくってこういう形になっております。こういう試みは初めてでして、今までこういったことをやったことがないということです。審議会も都市計画審議会と、もう一つ基本構想審議会という二つの審議会で行って

るということで、非常にやり方も難しいものになっております。そういったものを御理解いただきながら、御検討いただければと思っております。

このA三判の資料の都市マスタープランと基本計画が総合化した計画の中の 章、新宿区の将来像、それから 章、新宿区の都市構造・まちづくり方針、この部分を本日御審議いただければというふうに思っております。

第 章の部分は、基本構想の方の審議会と一緒にするような形になります。第 章の部分、新宿区の都市構造・まちづくり方針は、都市マスタープランのプロパールの部分という形になりますので、都市計画審議会、当審議会の意見でまとまってしまうような形のものというふうに御理解いただければと思います。

それでは、本日の資料一から三をまとめて御説明いたします。まず、資料一、まちづくりの方向についてです。

こちらにつきましましては、既に前回九月の審議会でも御議論いただいたものをもう一度まとめまして、また基本理念等をつけ加えさせていただいたものです。

一枚めくっていただきますと、まちづくりの方向ということで、まちづくりの視点を七つ出させていましてあります。これは、当審議会の議論をまとめさせていただきまして、今回改訂するに当たり、新しい考え方、今までのまちづくりも踏まえ、た新しい視点という形で七点まとめております。

こちらにつきましましては、既に御議論いただいておりますので省略させていただきます。

次、二ページ、まちづくりの基本理念。

ここがきょうの審議のメインの部分になると思います。前回

の当審議会でも、視点や具体的なまちづくりを検討するに当たっては、まちづくりの将来像が必要なのではないかという御意見をいただきました。それを受けまして、事務局としても新宿区の都市像、そういったものの検討も行ってきたわけですけれども、先ほど御説明しましたように、今回の都市マスタープランが基本構想、基本計画と一体的なものという形になる関係で、今現在のところは新宿区の将来像については、一応空欄とさせていただきます。

本日、この審議会でも御議論いただいて、いろいろな提案をいただければ、それをまた基本構想審議会の方に伝えていきたいというふうに考えております。

ただ、それだけですといういろいろな議論もできませんので、ここでは都市マスタープランの部分、いわゆるハードのまちづくりの部分に限ったまちづくりの基本理念というのを立てさせていただきます。

それが、「暮らしと賑わいの交流創造都市」です。具体的には、下の四角に囲まれている部分、多くの人を受け入れる懐が深く、人々が住み続けられ、日々の暮らしが安心して営まれる質の高い成熟したまち、まただれもが活躍でき、常に新しい出来事を発信し、世界に直結する文化や産業が生まれる都市としての魅力を持ったまち、こういったまちをまちづくりの基本理念として位置づけていこうという考え方をございます。

そういった考え方は、まちづくりの視点から受けて、具体的な目標につながっていくわけです。それをその下に書かせていただいております。

右側のページの三つ目の段落、下三行になりますけれども、

暮らしとにぎわいが融合し、住む人や訪れる人々が心地よく感じることができ、快適で潤いのあるまちづくりを進め、さらに新宿を訪れる人々によって生み出される活力が、住む人々の利益にも結びつくようなまちづくりを進めていきます。こういった形でのまちづくり、これを進めていきたいという考えでございます。

こういったまちづくりの理念を実現するにはどうしたらいいかということ、四つの目標を立てさせていただきます。

一番目が、個性豊かで住むことに誇りを持つまち、二つ目が、安全で誰もが快適に暮らせるまち、三つ目が、みどり豊かな環境にやさしいまち、四つ目が、新しい文化や産業が生まれ育つまち、この四つを事務局案として本日御議論いただければと思っております。

ただ、これにつきましては、実は基本構想審議会が三十日に開かれる予定になっております。そこでは、都市計画審議会では今お話ししましたように、主にハード系の部門を受け持つ、こういった目標を立てたわけですけれども、基本構想審議会では、ソフトの部分も含めたものとして、こういった今目標の議論を三十日にしようという形になっております。

実は、その資料が示しできればいいんですけども、それについては今現在検討中ということで、三十日にならなければ出てこないわけですが、今現在の検討の状況としましては、六つの目標を立てようという考え方になっております。

一つ目が、区民が自治の主役として考え、行動していけるまち、二つ目が、だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち、三つ目が、だれもが質の高い、安全で安心な暮

らしを実感できるまち、四つ目が、持続可能な都市と環境を創造するまち、五つ目が、まちの記憶の再生と美しい新宿を創造するまち、六つ目が、多様なライフスタイルが交流し、新宿らしさを創造していくまちとなっています。

まだ、これはたたき台で確定的なものではないんですけれども、この都市計画審議会、今日お示しました四つの目標に、どちらかというところ、ソフト系の目標が人権とか、人として尊重されて、自分らしく成長していけるまちですとか、区民が自治の役割として考え、行動していけるまち、そういった目標が加わってくるという形になると思います。

そういった、最終的にはハード系の目標とハードとソフトを合わせたような目標が一体的なものとなって、先ほどお示しました参考資料の都市マスタープランと基本計画が総合した計画の第二章、新宿区の将来像ができてくるのかなというふうに思っております。

次のページが、新宿区の都市構造です。三ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらにつきましては、本日は編集の都合上、資料一と資料二の二つに分かれていますけれども、統合化された計画の第二章、新宿区の都市構造・まちづくり方針という部分の最初になる部分という形になってございます。

新宿区の都市構造につきましても、前回の都市計画審議会でも御議論をいただきました。その中では風の道とかそういったものについて、もう少しきちんと位置づけるべきではないかという御意見もいただいております。そういったものを受けまして、都市構造の考え方、新宿区に蓄積されてきた多様性を生か

していく、まちの記憶を発掘し、再生して次世代に引き継いでいく、地区の個性を生かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿をつくっていく、この考え方をもとに四ページのところ、心と軸と環という三つのものを位置づけているわけです。それぞれを三層構成と言うんですか、平成八年の都市マスタープランが複層の二つのレベルの構成だったのに対して、今回は三層の構成ということ、環の部分、今現在は「環」という字を使っていますけれども、例えば平和の「わ」ですとか、「なごみ」というか、そういった意味があるようなものも考えながら、水と緑の環と、七つの都市の森と、今回新たに風のみちというの、すべての三層の構成になるような形を考えました。

それを位置づけたものが、五ページの都市構造図という形になっております。

風のみちにつきましても、具体的にはにぎわい交流軸、新宿通りの部分と明治通りの部分、新宿区通りの部分ではモールの検討がなされるということもあります。それから、明治通りにつきましては、都市計画道路の整備も予定されております。

また、地下鉄十三号線の開通も予定されております。そういったものに合わせた風のみちの整備も考えられるだろうと思っております。

次は、資料二を御覧いただけますでしょうか。

資料二は、この都市構造図が非常に概念的になっておりますので、それをもう少しわかりやすくするような形でのまちづくりの方針、都市構造図を補強するものという位置づけでの第二章の部分になるものです。

土地利用と都市交通整備とみどり、公園整備、それから景観まちづくりというものを四つ取り上げ、中核的な部分の都市構造というふうに考えております。

まず、土地利用の方針です。一枚めくっていただきますと、土地利用の方針を出させていただいております。

土地利用の方針としましては、平成八年の都市マスタープランの方針、それを基本的には引き継いでいく。ただ、本年三月三十一日に新宿区は、絶対高度地区を導入しております。そういったものに合わせて、よりわかりやすい土地利用というものを位置づけております。

具体的には、こちらの、というふうにまでありますけれども、の良好な住宅市街地の形成の中で、低層住宅地区、低中層住宅地区、中高層住宅地区というのを位置づけました。それぞれ注としまして、低層は高さ十メートル程度、低中層は二十メートル程度、中高層は三十から四十メートル程度以上を想定しますというようなものを位置づけております。

それが、具体的にあらわされたものがまちづくり方針、二ペー

ジのものです。また、三ページがその続き、にぎわい系の部分という形になっております。

具体的な図面、これが一番大事なところですが、四ページで、土地利用方針図というのを位置づけております。ここを見ていただきますと、落合を中心とした低層住宅地区、それから新宿区の一般的な市街地である低中層の住宅地区、それから戸山や大久保や北新宿四丁目、それから早稲田、鶴巻町といった区画整理、基盤整備が終わった比較的区画も広いような中

高層住宅地区。次に創造交流地区という形で、新宿駅周辺のエリア、それからにぎわい交流地区ということで、四谷、神楽坂、飯田橋、高田馬場というエリア。幹線道路沿道地区ということで、主な都市計画道路の沿道地区。また、都市型産業地区ということで、牛込の印刷業を中心とするエリアですとか、落合のエリア。それから大規模な公園、大規模な公共施設という形の土地利用を設定させていただきました。

また、今方針の中では、それをよりダイナミックに手法まで位置づけた市街地整備の考え方で位置づけております。そういったものにつきましては、次回お示しする地区別のまちづくりの中、それをまとめたものとしての市街地整備の方針図というものを、次回お示しできたらと考えております。

次のページを御覧いただけますでしょうか。五ページです。五ページが、都市交通整備の方針です。

実は土地利用は残り区民会議からの提言というのはほとんどなかったんです。平成八年の都市マスタープランがありましたので、そちらを継承し、また時代の変化を受けて、新しくつくらせていただいたわけですが、都市交通については、区民会議からも自動車中心から人間中心への交通体系に変えていくという、提言をいただいております。そういったものを受けた基本的な考え方をここでは位置づけております。

まず、最初のところ、これからの都市では歩く人が主役のまちをつくる都市交通政策が求められています。そのためには、自動車交通をこれ以上増加させないことが必要です。そのため、通過交通を適切に処理する都市計画道路の整備を進めるといふ、交通供給側の施策とともに、使いやすい公共交通機関の整備や

市街地への自動車交通を抑制する交通需要管理の施策が大切ですという基本的な考え方で。

それを受けまして、人に優しい乗り物への質の改善、人と環境に配慮した道路整備、歩きたくなる歩行者空間の充実、それから四番目がちよつと間違っていますけれども、交通需要の管理ですね、抑制と分散というのは、自動車交通量の抑制と分散ということ、ここについては見出しは交通需要の管理というふうに直していただきたいんですけども、そういった方針を位置づけております。

新しいものとして、の人に優しい乗り物への質の改善の中で、二行目の一番最後ですけれども、環境に優しい自転車の利用環境の向上やLRT（新型路面電車）など新たな交通システムの導入についても検討が必要ではないかというのを位置づけております。

また、の歩きたくなる歩行者空間の充実の中でも、三行目の中ほどからですけれども、沿道の商業施設と一体になったオープンカフェとして道路を活用することを位置づけております。以上が、都市交通整備の考え方の大きな方針です。

それを具体化したのが、六ページ、七ページの方針という形になっております。

人に優しい乗り物への質の改善等でバスサービスから始まったものを位置づけております。

それを具体化したものが、八ページの都市交通整備方針図という形になっております。ここでは、都市計画道路ですとか、地下鉄十三号線、そういったものを位置づけております。

次の九ページを御覧いただきますと、歩行系ネットワーク図

ということ、都市交通と言いますと、都市計画道路と鉄道という形になってしまっていますので、歩行者ということで歩行系幹線もここでは位置づけております。区全体のものと、特に新宿駅周辺の歩行系ネットワークというのを位置づけさせていただきました。

駆け足で申しわけありませんけれども、十ページを御覧いただけますでしょうか。

みどり・公園整備の方針です。区民会議からもみどり・公園というのが非常に大切であるということで提言を受けております。それを入れながら、環境面にも配慮したものとしてみどり・公園整備の方針を位置づけました。

最初、読ませていただきますと、新宿区の外周を囲む河川や緑地は、区民や新宿を訪れる人が快適に感じられる新宿区の骨格を形づくる水辺と都市の森として、またヒートアイランドの緩和など、環境面からも大変貴重ですと位置づけています。これらの資源をみどりの骨格としてとらえ、積極的に水辺と緑の充実を図っていきます。

また、地域の特性を生かしながら、まちにみどりを広げ、緑の質の向上を図っていきたくないと考えております。

具体的には、みどりの骨格の中で、二行目のところから、大規模施設の緑や公園、斜面緑地、庭園などのまとまった緑を七つの都市の森として位置づけ、みどりの保全・創出を図り、区民や事業者と協働で緑の充実を図ります。

また、明治通りの歩道の拡幅や新宿通りのモール化等により、街路樹を整備し、緑陰となるりっぱな街路樹として育て、ヒートアイランドの緩和にも寄与する、風のみちとしてネットワーク

ク化を図ります。そういった方針を位置づけております。

次に、としてみどりの充実として、二行目ですけれども、豊かな緑があつた旧藩邸跡地等のみどりの記憶として位置づけ、区民が主体のみどりのまちづくりを進めますという形で、区民会議からの提言で七つの都市の森と、またそれに加えて七つ、十四の森ということ、それで都市の森というのを御提言いただいております。それを生かすような形で、ここではみどりの記憶という言葉を使って、それを表現させていただいております。

みどりの質の向上と魅力ある公園づくりにつきましては、今までの都市マスタープランを主に引き継いだものという形になつております。

それを受けて、十一ページ、十二ページの方針を位置づけております。

また、十三ページでみどり・公園整備方針図というものを位置づけました。

ここでは、水と緑の環、新宿区の外周を構成する水と緑の環を位置づける、今までは「つ」の字と言っていたんですけれども、それを西新宿まで延ばして、ずっと新宿の外周を構成するように、環にするような形でつなげました。

また、その中で七つの森があり、それからみどりの記憶という部分、薄い緑の部分については、地域の人が主体となりながら、緑中心のまちづくりを進めていくというのを位置づけております。

それから、主な街路樹ですとかそういったもの、玉川上水をしのぶ流れの創出、色が濃くて目立ち過ぎなので、もう少し目

立たない色にしたいと思ひますけれども、きちんとこういったものも位置づけていきたいと思つております。

次が十四ページ、景観まちづくりの方針です。

こちらにつきましては、景観まちづくり審議会で景観計画を今現在策定中でございます。それに合わせるような形でここでは位置づけをさせていただきました。

今までの考え方とちよつと違う部分ですけれども、基本的考え方の方の二つ目の段落、経済性を重視した建築行為等により、このような個性的なまち並みが徐々に失われつつあることも事実です。そこで、地区の個性に光をあてた景観形成を推進し、区民にとつて潤いのある豊かな生活環境を創造するとともに、まちの活性化や観光の振興を図り、区民が愛着と誇りをもつて住み続けたい魅力あるまちづくりを目指します、としております。

ですから、地区の個性、そういったものを景観としては位置づけていこうというのが、新しい考え方として出ております。

それを具体化するものとして、推進に当たつての方針の、地域特性に応じた決め細やかな単位での景観誘導、今まで新宿区の景観計画には、地区別というのがなかったんです。新宿区全体が歩く人に柔らかな都市景観をつくるということ、区全体のものがあったんですけれども、地域ごとというのはありませんでしたので、今回景観計画の中では、そういったものを位置づけて、きめ細やかな景観整備というのをやっていこうという形を考えております。

それを具体化したものが十五ページの表であり、また即地的にあらわしたものが、十六ページの景観まちづくり方針図とな

っております。

ここでも、みどりの整備方針等も引き継ぐような形で、大きな河川、神田川や妙正寺川、そういった河川景観軸、それから明治通りや新宿通りのような大きな軸を位置づける、それから新宿駅周辺、それから高田馬場や神楽坂、四谷といったにぎわい交流創造エリア、そういったものを位置づけていきます。

それから、東京都の景観の方針の中で、ビスタと言うんですか、新宿御苑のところに矢印が入っていたりとか、神宮外苑のところに矢印、それからわかりにくいんですけど、迎賓館にも矢印が入っております。こういった新宿御苑から見たながめとか、そういったものにも少し大切にしようというビスタ、景観のながめというのも方針の中には位置づけさせていただいております。

以上が、非常に駆け足になりましたけれども、資料二のまちづくりの方針です。

続きまして、資料三の地区構成とまちづくり動向を御覧いただけますでしょうか。

こちらにつきましては、八月に地区協議会から意見書をいただきました地区別のまちづくり方針についてです。

一 ページ目が地区構成ということで、出張所単位のエリアとこの位置づけていこうと思っております。これは、都市構造と対のものと考えております。どうしても、都市構造が大きな都市計画事業ですか、そういったものが中心になって、白地の部分と言うんですか、そういうものが残ってしましますので、そういったところはこの地区構成の図面をつけることによって、各地区のまちづくりをやっていくんだということを引き

んと位置づけようと思っております。

また、表現の仕方が、出張所の境ということで、かなりぎざぎざしたものになっていきますけれども、実際の区民の生活はもう少し重なりあっていますので、うまく表現方法を工夫しまして、そういったものもあわせられるようにしていきたいと思っております。

具体的には、地区の将来像として二ページの四谷地区から三ページの新宿駅周辺まで具体的なものを出してきました。これは、区民からいただいたものを、基本的にはそのまま載せております。ただ、地区によりましては、かなり前提条件等が長かったところがありますので、それについては若干整理をさせていただいております。ただ、将来像の文言自体はすべて区民から提言をいただいたものということで考えております。これについても、御意見をいただければと思っております。

次が四ページのところ、三のまちづくりの動向です。

これは、今現在新宿区ではどんなまちづくり、都市整備が進んでいるかというのを、こういう図面にあらわしたものです。コピートの関係で、写りが悪くて申しわけないんですけども、まちづくりの動向図一は、都市施設系のものを位置づけました。都市計画道路の事業中路線を赤、それから都市計画道路の優先整備路線を緑、大久保通りとかそういったものを緑で位置づけております。それから、高速道路、それから地下鉄十三号線、地下鉄十三号線の新駅、それから神田川の河川改修、それから妙正寺川の河川改修、それから公園、それから玉川上水を偲ぶ流れの創出、それから都市計画緑地、それから外堀、それからポケットパーク、そういったものを位置づけております。そう

いった線的なものという形になっております。

次のページ、五ページを御覧いただきますと、まちづくりの動向図二ということで、具体的にこれは面的なものが中心ですが、新宿区が取り組んでいるものを出させていただきます。

都市再生緊急整備地域、新宿駅周辺。それから、都市再生特別地区、これは具体的には東京モード学園のところ、今現在事業中ですが、そういった特区。それから、街並み環境整備促進区域、これは神楽坂、そういったところ。それから、防災再開発促進区域、これは赤城ですとか、そういった木賃のエリア、五カ所ほどあります。それから、市街地再開発事業、事業中のものです。北新宿ですとか、そういったものを位置づけしております。それから市街地再開発事業の予定地区、主にこれも西新宿等にあります。それから、まちづくり地区、まだ手法も決まっていないようなもの、進行中ですが、地区計画とか再開発とかそういったもの。それから、まちづくり地区で、予定地区という形になっていますけれども、相談を受けているですとか、そういったレベルのところ。それから、住宅市街地総合整備事業、密集型、これはいわゆる木賃事業ですね。それから、住宅市街地総合整備事業の拠点型、これは百人町ですとか、若松、河田のエリア、税務大学の跡地とかそういったエリアがかっております。それから、建築物等耐震化支援事業の重点地区、かなり広いエリアになりますけれども、牛込等を中心にかかっております。それから、駅周辺の整備ということで、新宿駅周辺と中井駅を位置づけております。それから、新宿駅南口基盤整備事業ということで、これはほとんど渋谷区

になるわけですが、そういったものの位置づけをさせていただきます。

以上、新宿区がやっている今現在のまちづくり事業という形です。

非常に駆け足になってしまいましたけれども、都市マスタープランの現在の検討状況という形になります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

戸沼会長 大体審議会としてはあと一時間ぐらいですか。四時まで時間がありますので。

内藤都市計画主査 もう少し御議論いただけます。

戸沼会長 そうですか。十分議論していただけます。

まず初めに、御質問等がありますか。

それから、一つ私から聞きたいんですけども、基本構想が別途進んでいて、基本構想で出た意見を入れて、また一議論私どものところで、理念とか何とかをやるということになるわけですか。その辺のあんばいはどういうふうにすればいいですか。

橋口副参事 そこが非常に課題でして、今回の当審議会の議論を受けて、基本構想審議会でもまた議論があると思います。

そういったものを受けて、もう一度次回十一月十五日を予定していますので、そこで何らかのものを出していくという形になると思います。特に、先ほどお示した都市マスタープラン構成イメージの五章の部分、ここが都市マスタープランと基本計画の共通編という部分が出てくるわけです。そういったものを十一月十五日にたたき台をお示しさせていただいて、それで御議論いただいて、その結果がまたもう一回返ってくるという形になるのかなというふうに思っております。

戸沼会長 逆にこつちでかなりフィジカルなことが重点とは言え、かなり理念や何かにも、目標やイメージなども相当書き込んでいると思うんですが、これは基本構想審議会にも今日の審議を受けて、こういうのを都計審でやっているよということをフィードバックするという手続があるわけですね。

橋口副参事 そのとおりです。三十日の基本構想審議会に資料一ですね、特にこの部分は出させていたきたいというふうに思っております。

戸沼会長 この後に、今度は都市マスの専門委員の人たちの議論があると思うんですが、全般の議論を含めてまたそこで議論するチャンスがあると思います。そういう位置づけのようなので、御質問、御意見等々ございましたら、どうぞ活発にいただきたいと思えます。

防犯、防災もありますので、後で新宿警察署と消防署の課長さんにも御意見をいただければなと思えますので、よろしくお願ひします。

どうぞ、どなたからでもおっしゃってください。

新津委員 いろいろたくさん、いっぱいあるんですけれども、大体これいつごろまでからやって、いつごろ終了するとか、そういう最終目的があるんでしょうか。

戸沼会長 タイムスケジュールですね。

橋口副参事 検討のタイムスケジュールにつきましては、都市計画審議会につきましては、昨年から御報告を、これで検討始めますよという御報告をさせていただいておりますけれども、具体的な諮問をさせていただいたのは、今年の七月十日という形になっております。非常に忙しくて申しわけないんですけれ

ども、先ほどからお話ししていますように、基本構想、基本計画と一緒につくるということで、来年の二月には答申をいただきたいということを考えております。

戸沼会長 二月答申ですね。余り時間ないですね。大急ぎでいろいろ言っておかないといけませんね。

どうぞ。

岡川委員 いろいろな構想の中で、隣接区との調整という部分は、この構想が固まった後にはやっていかなければならないだろうと。例えば、豊島区との境、渋谷区との境など緑とか水の、風の道とかというこういう新宿区が掲げているまちづくりについて、隣接区の協力がなければ達成できない面もあるだろうと思えますので、ぜひともその辺もスケジュールの中で考えていただきたい。もちろん入っているのではないだろうかとはいえますが、その辺どうですか。

橋口副参事 当然そういった形になってくると思えます。具体的な事業を行う中で、当然そういった隣接区と一緒にやっていくとか、そういった取り組みをしていきたいと考えております。

具体的には、例えば今玉川上水の取り組みなども始まっているわけですが、そういった中で渋谷区にも入っていただきまして検討会をしたりとか、後は具体的な個々の動きがあったときには、その都度渋谷区にもお話に行って了解を得ながら進めていくという形をとっております。

岡川委員 できればこういう場で、オブザーバーでお招きするということのような配慮もあるのかなと。

戸沼会長 これは、例えば緑のところでは河川をずっとやって

ますね。区境をずっとやっているんだけれども、あれについての隣接区との協議というのは何かあるんですか。あれは川の真ん中ですか。

橋口副参事 当然、新宿区の外周ですので、反対側が豊島区ですとか、文京区ですとか、そういった形になっております。そういったところについては、お互い区同士で協議をするという形をとっております。

戸沼会長 区境は川の真ん中ですか。

橋口副参事 場所によつてです。旧河川ということ、例えば牛込の方を見ていただきますと、実は神田川じゃないんですね。いかにも区境のように書いていますけれども、実は豊島区側とか文京区側になっているんですね。実際は、旧河川の方でもう少し南の方に入ったのが区境になっているというのが、十三ページの図面を見ていただきますとよくわかると思うんですけども、牛込の方で区境は南側に入っている。ですから、実際に絵を書いているのは文京区のところの絵を書いているというのもあるんですけども、ただこれはイメージとして一緒にやっていきますよということ、こういった絵を書かさせていただいております。

戸沼会長 この河川の管理は、区でやっているんですか。この河川そのものの管理はどこになるんですか。

橋口副参事 基本的には区という形になっております。

かわの委員 前回の都計審のときは、地区別のまちづくり方針の意見ということで出されて、次はどんなふうにするのかなというふうに思いながら、方針、方向については送ってこられたんですけども、きょういきなりまちづくりの方針につい

てとか、特にまちづくりの方針についてということが、どっどいきなり机上に配付されたんですけども、これがいいか悪いかというのはいいのかなというふうに、例えばこれから専門部会と言っているのか、そこがやられるのにこのまちづくりの方針についてというのは、どういうふうに位置づけたいのか、何もないと討論にならないというので出したということなのかそれとも、例えばこれに基づいて質疑をして、これを肉付けしていくということになるのか、その辺はちょっとどんなふう今後の進め方を含めて考えているんですか。それによつて、質問の仕方もあるんですけれども。

橋口副参事 これは、あくまで議論していただくためのたたき台ということで事務局で作成したものです。これをもとに、御意見をいただいてまとめていきたいというふうに考えております。

戸沼会長 ちょっと矛盾している答弁のようだったけれども、どうですか。

かわの委員 我々は、例えばもう少し専門部会と言っているか、皆さんの方で、学識経験者の皆さんである程度まとめられて、それが少なくとも第一次のたたき台みたいな形で出てきて、それについて少し議論するもんだというふうには僕はずっと思っていたんです。だから、いきなりこれが出てきてこのことについて、土地利用の方針について意見をたくさん持っているんだけれども、例えば用途地域の問題どうするんですかとか、あるいは道路については都市計画道路をどうするのか、今必要でもないんじゃないか、きちんとマスタープランの中で、都市計画決定されている道路も見直すべきではないかということも、こ

ここで僕は新宿区として示してもいいんじゃないか、そういう道路が幾つかあると思うんです。

そういうことなどを含めた議論を今ここでするのか、ちよつとその辺が中身までぎりぎり入って、そういう具体論までこれをもとにやれということなのかどうなのか、その辺はどうしますか。

戸沼会長 私の理解では、区民単位とか、それから地区別のいろいろあったものを、大体取りまとめという感触ではないかと思うんです。ですから、第三は、我々の立場でもしこうだというのが可能であれば、それも議論の対象ということで、二月までというタイムスケジュールがあるので、その辺は逆にいろいろどういふふうに扱ったらいいか、御意見があれば。

それと、かなり何点が大急ぎで第三案みたいなことで、この次の専門部会でどういふ議論があるかわかりませんが、そこではもっと活発な意見が出る可能性があると思います。今日の私の感じでは、かなり前回立派な都市マスを新宿区は持っているものだから、あれを一つ下敷きにはしていると思うんです。御意見などがあればどうぞ。

かわの委員 少し、そういうあるべき論だけではなくて、ちよつと中身も含めて、今後の今言った専門部会のところ、ぜひ議論してほしいということ、ちよつと何点か提供したいんですが、一つは土地利用の方針について、これで見ると随分カラフルなので、四ページを見るとね。ただ、これは例えば概ね確かに今の用途地域に沿っているのかもしれないけれども、一方でかなりの部分のところ、用途地域、このままいけば変更されるんじゃないかみたいな、例えば高田馬場周辺などは駅の

周りは確かに商業地域になっているんだけれども、かなり住居系のところも、ピンクみたいになったりして、そうなるべくると、基本的に私はびた一文変える気持ちはもちろんですけれども、今の用途地域を基本的には踏襲するということがこのマスタープランの中で住居系は住居系として、あるいは商業地域は商業地域として、幹線道路などできたりすると、それは特別な場合に変更があるにしても、そういうところをきちんとここは位置づけるべきだし、その辺が特に動向としては、こういう地域があります、こういう地域がありますということを書いてあるけれども、その土地利用について、方針としては、新しいマスタープランの中でどうしていくかということ、守るときに、基本的には今の用途地域を踏襲するというのか、守るといふのか、基本的にはそういうまちづくりを進めていくという、しっかりと方針が土地利用方針では僕は必要ではないかなというふうに思いますので、これは一点申し上げておきます。

それから、二の都市交通整備の方針で言えば、先ほどちよつと言いましたけれども、都市計画決定されている道路をすべてつくる必要が本来にあるんだろうかということ、きちつと整理してほしいんです。

例えば、一番端的な例で言えば、このすぐ近くを通るといふふうに計画されています、七十三号線という道路があるんですけれども、おとめ山の隣を今本当に細い道しかない、あるいは高田馬場三丁目などは道路にもなっていないところを道路にしなければいけない。道路決定になっている、そういうところなど本当に必要なんだろうか、あるいは計画されているからとい

うことで、まちづくりが大変支障を来しているところというのは、都市計画決定されているところがあるわけです、計画道路ということですね。

そこについても、そのままがいいのか、そのままだとすると、向こう十年、全く今と変わらないうままちづくりにしかならないというふうに思われるところがたくさん幾つかあるので、そこについてもきちつと新宿区としての、新宿区だけかもしれないけれども、方針を出すとというのがあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそこも指導してほしい。

それから、もう一つは細街路ということ、すべて四メートルの道路にするという整備になっていきますけれども、例えば区道がこのぐらいあって、それを全部四メートルにしたら、十八平方キロある新宿区の面積のうち、どのぐらいが道路になるのか、その分逆に間違いなく宅地が減るわけですね。確かに、救急車が入ったり、消防車が入ったりしなければいけない道は必要なんだけれども、そういうすべて今ある細街路を四メートルにするというまちづくりで、本当に人が住み続けられるまちなっていくのか。

特に、本当に細街路が多い、例えば若葉とか赤城とかもそうですけれども、例えば大久保、百人町地区など、あの細い道を全部四メートルにしたら、本当に人が住み続けられるのかどうか、それらも含めてちよつとしっかり検討した上で、この四メートルということについては、方針として出すにしても、きちつと議論をした上じゃないと、結果的にそのために人が住めなくなるということになりかねないではないかということをおっしゃいます。

それと、もう一つは先ほどの都市計画道路の関係もそうですけれども、歩道の幅をしっかりと広くする。特に、都道については、例えば新目白通りなどは典型ですけれども、歩道幅が大変狭いわけです。昔の道路構造令上ではよかつたんだろうけれども、今の新しい道路構造令ではあれは適用されないわけで、そういう面では、新しい道路構造令に、既設の道をそれに合わせていくという、そういう方針を、道路というのか幹線道路の整備ということでは、しっかりと歩道幅の確保ということも、この中でしっかりと行ってほしいなという、そういうふうにも思っています。ちよつと、いろいろ申し上げましたけれども、とりあえずその二つのところについて申し上げます。ですから、ぜひ議論をしてほしいということ、以上です。

戸沼会長 これの扱いも含めて、各委員の方に御意見をいただきたいと思えます。

専門部会は、またこの後でやるチャンスがありますので、専門部会以外の方で、ではとよしま委員からせつかくですから、ずつと一通り、これの扱いなり、御感想なり、こういうのがスボツと抜けているよとか、あるいは組み立ても変えたらどうだとかという意見もあれば、それはそれでおっしゃっていただいで結構だと思えます。

とよしま委員 事前にまちづくりの方向についての資料はいただいで読ませていただいております、具体的にまちづくりの方針とか地区経営、まちづくりの動向と資料が出されまして、恐らく事務局としても、これまで新宿区の都市マスタープランをベースにして、反省すべきこと、改革すべきこと、またいろいろ

いる事務局として考えられることをまとめたという点で、そういう点では、恐らくそういう形の視点で一つのたたき台としてまとめたということ、これはまとめていただいて大変ありがたいなど。これをどうするかというのは大いに議論してございませし、また今後これをもとに専門部会が一つのベースとして専門部会として形をまとめていただくということでは、多にこの資料としてはそういう点では生かしていただくと思うし、事務局もそうした視点でつくってくださったものと。中身、ちよつとよく読んでないんですけども、そういう視点でつくつたと思っています。その点はどうなんでしょうか。

橋口副参事 委員御指摘のとおりでして、これをもとに御議論いただければというふうに考えております。

とよしま委員 具体的に中身については、先ほどもありましたように、前回のマスタープランの反省点ですとか、それから地域の状況の流れとか、そういった点も加味した上で、たたき台としてまとめられた、その点はどうでしょうか。

橋口副参事 ご指摘のとおりでして、このまちづくりの方向について、資料一のところから七つの視点ということで、こういったものを御議論いただいて、今回新たな計画においては、どういったものを加えるかという、住み続けられるまちづくりを中心にしていくべきだろう、それから安心して暮らせるまちづくりを考えるべきだろうということ、まとめさせていただいたものです。

また、区民会議の提言をいただいております。そういったものの考えを入れたものという形で考えております。

そういった中では、先ほどかわの委員の御指摘もありました

けれども、居住系の話ですとか、路地の話ですとか、十分御説明もできなかった部分もありますけれども、そういった形のところも入れております。

以上です。

とよしま委員 専門部会としてきちつとまとめていただいて、そういう方向でいけば、プラスの表示になるんじゃないかと思

います。

戸沼会長 ありがとうございます。

では、沢田委員どうぞ。

沢田委員 私は基本構想審議会の方にも出ているんですけども、あちらの方はとにかく区民の下から意見を上げていったものを大事にしなごらやるということで、例えば事務局とかコンサルが入っているんですけども、そこが何か形づくったものを追認するようなやり方じゃなくしてこうというところが基本にあつたんですね。相当、あちらは起草部会という先生が入っている起草部会というのが、そこが相当回数も多くやって、苦労されながら、今度出てくる骨子案も何回か起草部会をやる中で出てきているわけなので、こちらも同じようなスタンスで、もともとのものがありますから、都市マスがありますから、それを解決していくという作業ではあるんですけども、同じようなスタンスで臨んでいく必要があると思うので、それを統合していかなければいけないんですから、相当専門部会の先生方には御苦労をおかけするんだと思うんですけども、両方の連絡もしっかり、事務局レベルだけではなくやっていただきながら進めていかないと、なかなか大変だなというふうに思います。

各部会全部の項目で出てきているわけではないので、これは本当にたたき台をいただきたいと思うんですけれども、たびたびお願いしていますけれども、資料はなるべく早くにいただきたい。当日、机上配付という形ですと、説明聞きながら読みながらで、なかなか深く議論するのが難しいので、今日だけで終わることではないとは思いますが、それは再度お願いしておきたいというふうに思います。

それから、具体的な対応なんですけれども、資料一のみまちづくりの方向の二ページのところでは、基本理念を言っていますけれども、プリントの説明だと、ハードに限ったまちづくりの基本理念として、暮らしと賑わいの交流創造都市というのを案としてどうかというお話しなんですけれども、これは今の都市マスタープランで言うと、三の一の将来都市像というのがありますけれども、そこでは生活都市新宿というふうに言っていたんですが、その部分に当たるものなんでしょうか。

橋口副参事 三の一の既存の都市マスタープランの生活都市新宿というのは、この上の新宿区の将来像という、今空欄になっている部分というふうに考えております。これを具体化する考え方が暮らしと賑わいの交流創造都市なんだというふうに理解しております。

沢田委員 そうすると、新宿の将来像は今の都市マスで言えば生活都市新宿なんですけれども、それはハード面だけではなく、ソフト面も含めての大きな将来像であって、その中でさっきハードに限ったというふうに説明の中で言われたので、ハードに限った部分の基本理念が暮らしと賑わいということなんですか、そういう理解でよろしいんですか。

橋口副参事 ここではまちづくりの基本理念ということで、まちづくりは難しく、ソフトの部分もまちづくりという形になっただけなんですけれども、都市整備ですとか、そうしたハード系のまちづくりという部分でのまちを具体的に地図に落とし込んでいく、地図に描かれるまち、そういった即地的なもの、フィジカルなまちづくりの理念としては暮らしと賑わいの交流創造都市というのがあるだろうという考え方でございまして、例えば教育ですとか、そういった部分というのは、また別にいろいろな考え方があると思います。そういったものも合わせたものとして、この上に将来像が出てくるのかなというふうに考えております。

戸沼会長 ちょっと私の理解では、今新宿区の特殊性ということで言えば、いわゆる区民、ここにお住まいになっている区民と、それから働きに来ている人と、それから買物に来る人数の方が非常に多いので、暮らしは、生活都市新宿みたいなもの、それから賑わいの方は、やや新宿のアクティビティを持っている、そういう人たちも含んでこのまちをつくっていかなければいけないよというニュアンスがあると承知です。そこを逆に都市マスの方はそういう認識ですけれども、恐らく基本構想の方でも、それはかなり議論になるんじゃないか、区民の範囲をどこにするかというのを恐らく一つの議論の焦点になるのではないかと私の想像です。ですから、そこについては私もどういうふうに答えをするかということを考える必要があるかなという気がします。

ですから、この理念結構難しいんじゃないかと思えます。これ、ハードというふうに橋口さんは言われたんですけども、ハ

ードだけで物はできないんですよ。生活の働くとか、住むとか、そういうのを含んだ意味の下の方をハードで受けるよと。ですから、七、三じゃないけれども、基本構想の方がより生活そのものの福祉だとかいっぱい入ってくると思うんです、教育とか。そういうニューアンスだろうと、私なりにちよつと思ってるんですけれども。

どうぞ。

沢田委員 この理念ですごく基本となることなので、大事なことになると思うんですけれども、今までもそうだったと思うんですけれども、ここで住んでいる人たちの数を第一に考えるということが、新宿区の都市マスですから、そこが一番重要な問題ですので、将来像というところには、生活都市、生活ということは住んでいる人がまずいてということも非常に重視されていたと思うんですけれども、そういうような理念からスタートしていくのが、もちろん賑わい、交流も大事なんですけれども、それは基本構想のところでも議論がありました。

あと、目標が今は五つあるんですけれども、これは前回でいうと七項目あった、その部分が今回は五つに減ったと……

橋口副参事 五つです。

沢田委員 わかりました。後でまたお聞きをしたいと思うんですが、資料二のところかというと、幾つかあるんですけれども、歩行系ネットワークの図面がありまして、数年前の都市マスのときとほとんど図面としては変わってなくて、この間の例のモード学園のところがちよつと加わったかなというぐらいだと思います。でも、これだけ見ていると、これが歩行者系ネットワークなんだけれども、道がつながっていて、人が歩きやすい

道なのかなというふうに、単純に見えてしまうとと思うんですが、これが一部はベデストリアンデッキであったり、地下の歩行者の道であったりというふうな違いが同じ線でもあると思うんです。そこが、はっきりわかるような図面を出していただいた方がいろいろの人が見ても見やすいし、イメージがわくと思いますので、未開の道を歩くようなものも便利は便利だと思っただけでも、この間のモード学園のときに議論出ていたように、そうすると下が暗くなってしまうとか、いろいろありますので、そこを歩行者を優先とした道路のつくり方というのをどう考えていくかというのも一つは議論しておく必要があるんじゃないかなと思います。

あと、景観のことなんですけれども……

戸沼会長 これは初めて出てきたものですよね、景観は。

沢田委員 一番最後のページです。これは、今回新しい視点も行われていると思うんですけれども、ここで良好な眺望景観を求めるということで、新宿御苑のところとか、絵画館、ここが特に書いてあるんですけれども、東京都の美観で絵画館というので、ちよつとでも建物が見えたらだめだということがあって、それが非常にきつい縛りになっていることが、例えばいるるな住民の建築紛争が起きたときに、住民にとっては即刻最後のとりでみたいな形になる場合もあるんですけれども、そういうことで大事にしなければいけない景観というのが、ほかに区内にないのかどうか、それを東京都だけじゃなくて、区として条例などで縛っていくような方法ができないのかどうかという検討もする必要があるんじゃないかというふうに思っています、ちよつと今どこをどうというのは言えないんですけれども



るところで、それをどうやってまとめていったらいいのかというのを非常に今思っております。思い入れのところをできるだけ入れてほしいというのが、これから伝わるんですけれども、それをやっていくと、その地区の思い入れはわかるんですけれども、ほかの地区とどうかという対比が非常に難しくなってくるという、一長一短のところがあるのではないかと思っております。

これを、今回のマスタープランのように、前回のように大体同じように項目で分けて、同じようにデータを入れてというやり方を今度もやっていくんでしょうか。

橋口副参事 御指摘のとおりでして、今非常に悩ましいところですが、ここで将来像だけを出させていただいたんですけれども、地区によってボリュームも違いますし、書きぶりもかなり違うんです。それを、実はこれについては最大限尊重していきたいというのが考え方としてありますので、その辺を基本的にはなるべく何も落とさないで補うような形でまとめていって、区としてきちんとしたものを出していきたいと考えております。

おぐら委員 その辺が非常に今心配だなと思っております。です。多分、これをつくった方には相当思い入れがあつて、自分の言っているところと違うじゃないかということも、多分まとめ方によっては出てくると思いますので、その辺をどのようにやっていくのか、こちらの主導でやっていくのか、もしくはこちらの協議会の方に重点をやっていくのか、その辺を……

戸沼会長 その辺どうですか。この間の話だと、一回議論してこういうのを私もつくったけれどもどうか、という意見を聞くみたいなチャンスがあるとかないとか言っていたけれども、

どうでしょう。

橋口副参事 御指摘のとおりです。基本的にこれを参考にさせていただいて、これをただ粗密がありますので補うような形で、その辺はきちんとしていって、きちんとしたものを案として次回に出させていただきますので、御議論いただければと思っております。

おぐら委員 もちろん、地区協議会の方にももう一度見ていただけるんですか。

橋口副参事 実は、十二月に骨子案をまとめて一度出させていただきまして、それをもとに年末になりますけれども、各地区協議会の皆さんに御説明に行こうというふうに思っております。それをやってまた御意見をいただくという形で考えております。

戸沼会長 何だか物すごいスピードと密度でやらざるを得ないでしょうね。ありがとうございます。

かわの委員は、先ほど御発言があつたので、後でまた補足的に。加藤課長と野中課長は後でちょっとおっしゃっていただくと。ことに、安全・安心の面で重要な問題があるので御意見いただきたいと思えます。

では、近藤委員お願いします。

近藤委員 今までと関係ないことでもいいですか。今のやりとりと。

戸沼会長 関係があることをお願いします。今、都市マスをどうつくるかという議論に参加する御意見をいただきたいという事ですけれども、どうぞ何でも。

近藤委員 地区の将来像のことをちょっと思ったんですけれど

ども、戸塚地区のをちょっと読んでみると、いろいろな方面、多岐にわたっているので、結局どういう方向に向うのかなというの、余りピンとこないというか、それはすべてを盛りだくさんにしているからいいなとは思ってすけれども、実際にやるとなると、これを実現するとなると、余りに多岐にわたっているというか、相反するようなことも全部網羅しているから、どうなのかなとちょっと思っただけですけれども。実際にはどうなのかなと。

戸沼会長 計画したものがどう実現するかという担保について、この都市マスではどのぐらいまでイメージできるかということも入っていると思うのでどうぞ。

橋口副参事 各地区の将来像につきましても、各地区の地区協議会の方が戸塚でも十回ぐらい、公式のものですけれども会議を開いて、非公式でももっと打ち合わせを開いて、こういった形のものを決めたわけです。全体を見まして、役所的にはいろいろな意見があるんですけれども、地区ごとの特徴は出ていると思うんです。戸塚でも文化と福祉と若者のまちというのが、戸塚の特徴があらわれているかなというふうに思っております。その、先ほど焦点がということ、みんな何でもすべてできればいいという話ですけれども、特にその中でも戸塚地区では福祉と若者、それから文化という三つに絞っているということなのかなというふうに考えております。それを具体的なまちづくりとして進めるようなものです。そういったものをできれば、福祉のまちづくりですとか、バリアフリーですとか、そういったエリアに戸塚地区も指定されていますので、そういった意味では区の施策にも合っていくのかなというイメージを持ってお

ります。お答えになっっているかどうか、不十分かもしれませんが。

近藤委員 特色はすごくよく出ていて、網羅できているんですけれども、将来像というところというふうに絞っていくのかなとちょっと思っただけです。

戸沼会長 それでよろしいですか。

それでは、金山委員お願いします。

金山委員 私は、例えば十年たって書きかえる、二十年たって書きかえる、こういう審議することは非常にいいことだとは思ってすけれども、十年たとうが二十年たとうが、三十年たとうが、住民がまちの中に住んで、安心・安全が欠けたのでは、非常にいけないのではないかなと、何年住み続けられようが、そこが一番大切なんじゃないかなというふうに私は思います。それで、先ほど委員の方の中から四メートル道路に対してのお話が出ておりましたのですけれども、それは絶対大切なことではないか、人が住む上においては、私は実際に火災ということ、非常に怖い思いを近所ですしておりますので、余計それを強く感じるのかもわかりませんが、消防署始め非常に困難を来したというような実例があります。

ですから、絶対十年、二十年、三十年たとうとも道幅の狭いということの安心・安全が守れない、そのことは一番よくないというふうに今でも、私は個人的にもわかりませんが、もっと早くにどんどん道を広げる、住むところの土地がなくなってしまうのではないかと懸念も確かにありますけれども、住む以上は安心・安全が確保できなければ、人は住んでいけな

いのではないかなと思いますので、絶対それは取り外してはいけないことだと私は思いますので、ぜひ深くそれは入れていただきたいと思います。

戸沼会長 安心・安全は保留し、また御意見を伺いたいと思います。

金山委員 でも、絶対それはよろしくお願いしたいと思いません。

戸沼会長 逆に、この都市マスで安心・安全という項目をもうちょっときちんと書くということもあってもいいかなというふうにも確かに思います。

金山委員 すみません、ありがとうございます。

戸沼会長 泉委員、お願いします。

泉委員 まちづくりの方向についてという冊子をいただきました。読んで読ませていただきましたんですけども、これは先ほど戸沼会長からお話がありましたけれども、ユーザーがだれかということ、住んでいる区民にとってなのか、それから訪れてくる来訪者にとってなのか、もちろん両方の立場があるんですけども、その視点によっては変わるわけです。共通することもあるんですけども、住人にとってはありがたいこと、例えば一つには通過交通の問題などもあります。それは、住民にとっては余りありがたいことで減らしたいことですから、来訪者にとっては利便性から言えばそうではないですね、そういうように相反することもあるものですから、視点をどこに置くかということによって変わります。

それから、もう一つは先ほどもありましたが、新宿区と言いますと、地域によって随分違うわけですから、地域別の考え

方、それを統括して一概に言うのはなかなか難しいことがあると考えます。

専門部会もですけども、専門というのをもつともつと細分化して議論をいただく必要があるのではないかなと思います。それを細分化した意見を最後にどういうふうにまとめるかというのは、また我々の中での表現の方法であると思うんですけども、いかにも全体のことを考えたように、多様化に対応するとか、だれもが住みやすいとか、耳的にはとてもいい言葉なんだけれども、なかなかそう一言で縛れない問題がたくさん含まれているわけなので、その表現をもつと何か別の方法で、私たちは考えて提案をする言葉にしてみた方がよいのではないかと、ちょっと私は考えております。

戸沼会長 各地区の中身などがいろいろ違ったり、今出ている議論のレベルもひとつとするとかなり期待があるかもしれないので、それを多様性という議論でまとめるか、不連続体統一というふうに、非常に特色がありながら、全体がこういくというふうな表現にするか、そこはなかなか工夫の要るところで、そういうことの見方にユニークなアイデアが出ると非常にいいので、何かお考えがあればまた教えてください。

泉委員 考えてみたいと思います。

戸沼会長 確かに、場所によって新宿の駅前と、それから駅周辺と、あるいは早稲田とか落合とかで関心事が全然違いますからね。それから、住民ということに、これどう考えたのか僕よくわからないんですけども、年寄りが非常に多くなったとか、ひとり家族だという区民という中身が今のと五年、十年後のは、かなりまた変わっていくということを基本構想でどう扱っ

てくれるか、ちょっと楽しみというか、そこに何かあるんです。少子にしても高齢にしても、それからいろいろ大きな問題が新宿的にもあらわれてくるので、そこにも見識を僕らとしてもできれば示したいなというふうに思いますので、それと非常に外国人も含めた来訪者のユーザーの意識というのを一遍きちゃんと議論してみたいなというふうには私も思っています。

それでは、時間もありますので一通り、岡川委員何かございましたら。

岡川委員 大体、ほぼ出尽くしていると思いますが、特に新宿というまちが我々住民だけのまちという概念でとらえることは、ちょっとそこまで限定するべきではない。むしろ、新宿区は東京の中心でもあり、日本の中心でもあるという観点から、特に声なき声、賑わいを求める昼間人口、流入人口、通過する者、そういったものを新宿では調和をして受け入れていくような構想がこの中にないと、これは単なるある地方都市の住環境を求める住民の声のまちづくりというものになりがちである。

ただ、今言った議論を展開する声は、なかなか住民からはもちろん上がってこないわけで、むしろ住民の気持ちと相反するような意見弁解になりがちだろうと思うんです。

ただ、そのバランスを十分考えながら、全体をまとめていく必要があるだろうと思います。新宿の今つくるものが、他の都民とか区民にとつての模範となるようなものに、そういうレベルの高いものに何とかしていきたいなど。それは、どうしたらいいのかということ、現在の進め方の中で区民協議会、区民からの積み上げたものと、それから小部会、それから我々の審議会、それから専門部会とか、各積み重なっていますので、当

然その中でそういう精神というかスピリットが入ってきているだろうとは思いますが、今回例えば地区構成とまちづくりの動向というのをぱっと見て、四谷地区に始まって新宿駅周辺地域が十番目になります。

ただ、ほかのところでは考えると、十番目の新宿駅周辺地域の開発が新宿にとつては、一つは旗印じゃないかと思うんですけども、我々の扱いの中では一番最後の末席にいるということが、一つの構想の疑問点というか、むしろそれは考える方向ではないかなと思っているわけで、これから二月までの間にいかにしてまとめていくか、一つみんなで一生涯命頑張りましょう。

戸沼会長 ありがとうございます。

それでは、新津委員。

新津委員 私は早稲田に住んでいるんだけど、榎町とか鶴巻の一部は、新宿で一番再開発が、今から三十数年前からで、恐らく一番だと思えます。それで、先ほどの近藤委員ですか、早稲田地区にはポリシーがないと。ですから、確かに、これを読むと、あまりかちつとしたものがない。ですから、あくまでも文化のまち、あるいは学生、あそこにある大学は、学習院も今度女子大学が4年制になりますし、早稲田も文化のまちですね。

それから、この文書の中で、アパートとか下宿のまちで発展したということが書いてありますが、これはかつてはというよ

うな、その辺、注釈を入れたらいいと思いますね。

そんなことで、一つのメインは、また同じようなことが書いてありますが、やはり私の意見としては、あくまでもそんなようなことを書いていただきたいと思います。

以上です。

戸沼会長 そうですね、この大学の位置づけ、学校でもいいんだけれども、新宿なども大学はいつぱいあるので、大学をもうちょっとマスタープランの中で出してもらってもいいかもしれませんね。賛成なんだけれども、自分が言うのと、また……。何でもないときに早稲田があったので、早稲田はちつとも新宿のことに貢献してないかどうかわからないけれども、最近はちよつと貢献しているようですけれども、何かちよつとやってもらってもいいかもしれませんね。

それでは、野宮委員お願いします。

野宮委員 都市マスタープランの改定について、このテーマですが、ここに十年前の都市マスタープランが、平成八年のやつ、この審議会でみんな苦勞してつくったのがあって、これを十年たつて改定するということは、まことに必要で時宜を得たものというお話のとおりで、私は結構だと思います。

ところで、今日出されたまちづくりマスタープラン改定の資料一、二、三、まちづくりの方向性の問題、次にまちづくりの方針の問題、それから三は地区構成とまちづくりの動向の問題並びに報告書類も入れて、先ほどの説明を承りますと、立派な出来映えだと思っんです。これはむしろベストに近いという思いがするような力のこもった作品ですね。ですから、この都市計画審議会は、都市計画法という法律のもとでは重要な委員会です、しかも都にもある、区にもある、区の審議会として区民に対して責任がある意見を出す立場にあるわけです。区の事務当局の案が立派ですから、私はいろいろいだらだら議論しているとこのとおりになりそうな気がするんです。お笑いごとじゃない。

これはほんとに立派ですよ。ですから、私は、来年の二月までに答申してほしいというならば、どうしたらいいかということをお先ほど来考えていたんです。

この説明でわかりますように、七月十日から審議した、七、八、九、十月はもうおしまい。三、四カ月議論して、きょうこの現在ですね。その結果、事務局の方で随分研究されたとは思いますが、会長が心配していらっしゃる、どうまとめて来年二月まで十一、十二、一月と、あと三カ月しかありませんよ。この間にどうまとめるか、これ以上のものをまとめられるなら立派なものだと思います。

ばらばらな意見を言ったんでもしょうがないから、前回部会をつくりましたね。中川先生今日お見えだから、さらに今日の委員会の中から部会を早く結成していただいて、集中審議を……

戸沼会長 メンバーは決まっています。

野宮委員 だらだらという議論ばかりで、これで二月までかかっちゃうと、私はいろいろな会合の経過、近藤さんあたり御存じだと思います。言いたいこと言ったらいいというもんじゃありません。まとめなくちゃいけないんです。書いて書面にしてまとめないが残らないですよ。

ですから、私はいろいろ考えたんですが、先ほど来部会で御審議いただくのは、先ほどの区民からの専門の委員会をやる答申、前回いただいたとおりですが、そういうものも中心に第一にやること。それから、一般区民からの投書とか、そういうものも重く見ていただいて、部会で集中審議をしていただいた方が、大変ですけれども、忙しいですけれども、忙しかた方がいいと思います。やるならばですよ。

それから、この委員会の議事録は毎回つくっていらつしやる、議事録を早く印刷してもらいたいんです。これ、読み返してみたら、またいい意見がたくさんあるんです。議事録を出していただいて読まなくちゃしょうがない。言いつ放しじゃ何も役に立たない。議事録のための発言じゃしょうがないですからね、これはやつてもらいたいと思います。

私もいろいろなことを考えて積み重ねてございますから、だいたい委員会の発言は議事録を見ればわかる、それから区内の委員の人々の意見、また地区の意見を。それから、私は区議さん方のバツクを重要に思います。議員さんたちは票で出てきているんだから、区民の方の意見を常に吸い取ってもらわないと。そして、区議さんは代表としてこの審議会に出ていらつしやるんだから、それを我々に教えていただきたい。そういう作業がむしろ重要です。それをした後、できれば書面で、ここでしゃべるんじやだめです。箇条書きでいいですから、我々グループにも教えてほしいです。そうじゃないと役に立たない、そういう気がします。

ごめんなさい。僕らの社会ではいろいろきちつと言いますから、あしからずお願いしたいと思います。

それで、意見を書面化して集約されますと、これは部会でこれだけの人が集まって集中審議できるかの問題だろうと思いません。あるいは、今日の事務局の案を逐条審議的に、大ざっぱな説明じゃなくて逐条審議的に基本的な流れを修正していくとか、意見を加味していくとか、削除するとかしていったらいいんじゃないかと思えます。

何とか二月までにまとめたいと思うばかりに、いろいろなこ

とを考えてみたわけでございます。

それがやれるかどうか、会長さん一つみんなで協力をして、忙しいですけれども、私の意見は一つ事務局が心得ていますから、一つやってあげたいなと。区議さんたちに失礼なことを言ったつもりはありませんから、よろしくどうぞ。

戸沼会長 全部議事録に出ますから。

それでは、あと千歳委員と石川委員は、お二人の消防と警察の安全・安心の御発言をいただいた後で御意見いただくということ、それでは加藤さんお願いします。

加藤交通課長 安全・安心の部分が、先ほどから住民の方にとって非常に大切だということ、それも当然のこととございまして、ちよつと一点考慮していただきたい点なんですけれども、大震災発生時のことなんです、実は昼間帯に発生した場合、新宿区は数百万人と思われる帰宅難民と呼んでいるんですけれども、帰れなくなった人、これを抱えることになるということ、ぜひ考慮しておく必要があるのかなと。けがをした人を含めて、公共交通機関が止まってしまいますので、この人たちを抱えてしまつて一定期間、もしくは長期間抱えることになるといふところです。

この辺のところを大規模開発とか公共施設の開発のときに、実は、駅周辺に余りないんです。これが現状でございますので、ぜひこの点を考慮していただければと思います。

戸沼会長 野中さんお願いします。

野中防災指導課長 結構です。

戸沼会長 いいですか、消火的なこと何かよろしいですか。それでは、千歳委員お願いします。

後で、ゆっくり議論があると思いますけれども、全体的なことで、今のお立場でひとつ。

千歳委員 全体について見せていただいて、前回も聞かせていただいたわけですけれども、皆さんから意見、お話があったのと同様に、確かにこの資料一に該当するんですか、これは拝見しているんですけれども、たくさんぱつと出していただいて、これをお聞きしながらというのは、確かにこの場でやるのは大変だなという御意見に同感でした。

ですから、これは持ち帰ってまた検討させていただいてという事にさせていただきたいと思います。

それで、さつとながめた話では、前回も言いましたけれども、先ほど野宮委員の方からもありましたけれども、非常に立派にできているというふうなことなので、そういうことじゃないかなと思いつながらお聞きしました。

今、警察の委員の方からお話があったように、確かにそういった面がさつと見た感じでは余りに目につかないですよ。前回に比べて、景観のことが非常によく書いてあるので、これは結構なことと思うんですけれども、逆に防災とかという項目が、このリストから落ちていようなので、その辺のところをちょっとこれから検討の必要があるのかなというように、ことを雑駁ですけれども上げておきます。

橋口副参事 実は、防災プランにつきましては、先ほどお手元に都市マスタープラン構想イメージの参考資料をお配りさせていただいたんですけれども、今御説明していますのは、一体的な計画の第三章と第四章の部分を御説明させていただいているんです。特に、第四章は都市構造から始まって、基本構想と

か基本計画はどうしても文章、言葉でするので、それに対してこういった都市マスタープランは図というんですか、目に見える形でお示しする部分ということで、特に第四章がそれになるのかなというイメージなんです。

そこで、今考えましたのが、都市構造とそれを補完するような形での土地利用、都市交通、みどり・公園整備景観まちづくりという形になっております。

今現在の考え方の中では、防災や住宅の部分につきましては、第五章、(一)区全体編、基本計画都市マスタープラン共通編の中で、安全・安心について、かなりきちんと書き込みをしていきたいというふうに考えております。

ただ、今いろいろな御指摘もいただいていますので、そういったものを含めた今後の検討にはなると思っております。

戸沼会長 前の方に少し出してね。

千歳委員 そういう感じがあつて、それを受けて詳細にということなのかなという、今、会長がおっしゃられたような。

戸沼会長 何人かの委員が安心・安全ということに自信が、この三十年間に、このパブリックが非常にかかわって、非常に難問を抱える議論というのも出ていいるから、そういうことには新宿は三百五十万の駅の流動人口がある中にどう対応するかという視点は欠かせないという感じが、私個人としてはちょっとしています。

千歳委員 今の補足なんですけれども、細かいことについては、逐条審議した方がいいというような御意見もありまして、たしかそれは専門部会の方でまた出させていたいただきたいと思えます。

戸沼会長 では、石川委員総括的にひとつ。例えば、新宿御苑なども防災公園になっているんです。だから、そういう絡みと緑が重要な問題にどうもなっているようなので、そこを含めてどうぞ。

石川委員 総括的にと言いますが、本当によくできているというお話で、私もよくできていると思うんですが、さつきから深刻に、ちよつと大変だというのが正直的なところです。よくできているというふうに、今ここで申し上げます。

それはなぜかと言いますと、その下のまちづくりの方向とか視点というのは、ほんとにいいと思うんです。まちから子供の笑い声が消えてしまう可能性もあるのではないかというように書いてありますね。

それで、私はここに書いてある七つの施策はほんとにすばらしいと思います。これを横目で見ながら、それがほんとにこのところにきちんと方針の具体的なところに反映されているか丁寧丁寧に、もちろんたたき台をつくられた作業としてやっていらつしやると思うんですが、例えばこの資料二の十三ページを、さつきからしげしげ見ているんですけれども、例えば十三ページのみどりの公園方針図というのがございますね。とてもすばらしい言葉で大きなことを押えてあるんですが、全部新宿区の外側で、一番大事なまちから子供たちの笑い声が消えてしまうのではないのでしょうかと言っているわけですね、ここで消えてしまわないように、何かしなければいけないと言っているときに、この輪がいつぱいある周りじゃなくて、真ん中で何をするのかというところが、私は都市計画マスタープランというのは、そこが一番大事だと思うんです。

絵にあらわすのは難しいかもわからないけれども、身近な暮らしの中で、どういうふうかというと、そこがこの方針図から伝わってくるようなものに書いてはあるんですけれども、この方針図を見ると、何をするのかというのが、例えば公園緑地という小さなものがここに書いてあります、これで何をするのか、それからこれが一体コミュニティの中でどういう役目を持つてくるのかというのが、この方針図から伝わってこないです。

それで、十一ページと十二ページを見ますと、みどりの骨格は非常によくできています。ただ、私は風の道に関してはわかりません。風の道がほんとに明治通りと新宿通りでいいのかわからないのは大変疑問で、昔のマスタープランを見ますと、光と風の散歩道というのがあって、それは全然違つところに線が書いてありまして、山の手線沿いの都市計画道路ですけれども、ですから風の道を示すのであれば、ほんとに納得できる風の道でない、これはまだだめだと思います。

みどりの骨格になるところでは、みどりの充実ということがあって、質の向上というのがあって、魅力ある公園づくりの推進というのがあって、これがいろいろなもの未整備で入っているという感じがするんですね。ですから、これをちよつと交調整をして、骨格は骨組ですけれども、いろいろ書いてある中身、皮とあんこですとあんの部分をどんなふうにやってくのかというのを十年前と全然都市化の状況とか、あるいは外国の方がいらしたり、震災の問題があったり、それから高層化、高密度というのは進んでいますから、国際化とかほとんど絵柄が十年前と同じなんです、骨格のところは、ちよつと環のところが変わってきますけれども。

ですから、もう一工夫してまさに区民の皆さんが住んでいらっしゃる環境が、こんなふうに変わるのですよということがわかるような方針図というものを工夫しなければいけない。十年前と比べて、環のところだけがふえたというのでは、私はちょっと情けないのではないかと。きつい言い方言ってますと申しわけないんですけれども、私も真剣に考えておりますので、そのように思います。

景観まちづくりに関しては、今回新たに出てきたのですが、水と緑とどういうふうに違うのかということですが。違いをもう少しはつきりさせないと、何か同じようなことをちょっとニユアンスを変えて言っているというふうに見えるのはまずいと思います。明確に違う何かを打ち出していかなければいけないと思います。

こういうときに、ここにビスタのラインが入っていますけれども、これちよつと線の方向とか間違っています。例えば、これでビスタの方向が大事なのではなくて、ビスタの方向にある場所のコントロール、そこが明示されない限り、この方針図というのは何の意味もないわけです。ビスタがここにありますよというだけです。例えば、新宿御苑と絵画館、このビスタが、これ軸が変なんですけれども、ちよつと交わるところが慶応病院なんです。そうすると、慶応病院の自分のところで恐縮ですけども、建て替えなどをするとときに、ビスタを考えてくださということとちよつと交わりますから、昔の慶応病院の写真を見ますと、牧場があつて、屋上から新宿御苑のビスタがずっと見えるように、いい空間がつくつてあるんです。

例えば、慶応病院を建て替えるのであれば、これは外苑と、

それから新宿御苑のビスタがちよつと交わるところが、病院なんだから、屋上は皆さんに開放して、両方のビスタが見えるように、病院計画つくってくださいとか、そういうことを言えるような、絵画館のところは白抜きじゃなくて、御苑、ビスタがこういうふうにありますよではなくて、方針だったらビスタの交わるこの部分というのは、新宿外苑の公共の景観で非常に大事なんだから、これに関してはきちんと考えなければいけない場所ですよというようものを協議するのが私は景観の方針図だと思ふんです。

そういう意味で、これは専門部会での議論になると思いますが、二十一世紀に入って初のですか、十年前は違いますよね。ですから、初のマスタープランなんですから、いっぱい考えてあります。それから、提言集もたくさんあります。ここは、ほんとにない知恵を絞って、違ったなと、前のマスタープランとは随分違うと、新宿区はさすがにトップランナーだと言われるようなものにはしたいなと、そういうふう思っております。

戸沼会長 ありがとうございます。

時間がちよつとオーバーしたので、日程としては、二つぐらい報告事項があるんですね。私どもにも関係あるから、それをもつて言ってくれますか。

かわの委員 先ほど、ちよつと僕が言ったのは、少し言葉が足りなかったかもしれないですけども、四メートル道路が必要ないというふうには僕は言ったつもりはなくて、ただ本当に道路を全部四メートルということと、このまちが安全・安心で防災で守られるのかというと、もっと例えば路地があつたり、何かしたりということもあつて、その中でどうこのまちを安全・

安心で守っていくかということがあってもいいと思いますし、同時にもう一つ、旧マスタープランの四十六ページの土地利用面積構成がありますよね。これは、今現在だと例えば道路面積というのはどのぐらいふえているのか、それから都市計画道路を全部つくって、今の細街路を全部四メートルに広げたら、道路面積というのはどのぐらいになるかというのは計算していません、わかりますか。本間に、そういう土地利用計画でいいんだろうかということも、ちょっと検討していく必要があるんじゃないか、全部四メートルで必ずしも安心・安全になるといふうに言えるんだらうかということもあって、あるいは路地があったり、もちろん消防自動車がちゃんと入るところは必要だし、しかしその一本中には路地があるとか、そういうのもあっていいんじゃないかと思いますが、この面積はわかりますか。

橋口副参事 今現在平成十四年のものが一番最新になりますけれども、四メートル以上道路率、まず四メートル未満の道路率が、平成十四年時点で三十二・九ヘクタール……

かわの委員 違う、面積。四十六ページ、四の一の一番新しい……

橋口副参事 新宿区全体が千八百二十三で、四メートル未満が三十二・九ヘクタールになるんですね。ですから……

かわの委員 わからなければわからないですけども、橋口副参事 四メートル以上の道路率が一五・五%で、全公道道路率が一七・三%ですので、一・八%が公道で四メートル未満の道路率という形になります。それから……

かわの委員 そんなんじゃないかと、要は四十六ページに四の一の表があるでしょう。これの一番新しい数字と、それからも

し今言ったように、都市計画道路が全部できて、四メートル道路に全部なったときに、一体道路が何ヘクタールになって、宅地が何ヘクタールになるのか、それはわかるわけだよね、すぐそれをどこかのときでもまた教えてくださいということですよ。

橋口副参事 わかりました。次回までに。

すみません、土地利用現況調査の方の道路率でいきますと、平成十八年のものを今現在やっておりまして、五年に一度やってまして、十三年になるんですけれども、その道路率でいくと、これが一・九・一%なので、ここで言っている、これは面積になってしまってますね。これが、少し前のものとは違いますので、とらえ方等が若干違うので、これについては後ほどまた計算して出させていただきます。

戸沼会長 景観まちづくり審議会と住宅まちづくり審議会をお願いします。

〔事務局議題朗読〕

日程第二  
景観まちづくり審議会における景観計画等の審議状況について

折戸地区計画課長 景観まちづくり審議会における景観計画

等の検討状況についての報告ということで、A三の資料をもとに、簡単に御報告いたします。

景観まちづくり審議会でございますが、今年度の七月十八日に行われました第三十二回景観まちづくり審議会におきまして、中山区長の方から、今後の景観まちづくりのあり方と、その実

現方策についての諮問を受けました。これに基づきまして、現在景観計画などの検討に入っているということでございます。

この審議会と同様に、平成十九年三月に景観まちづくり審議会から答申をいただくという予定になっております。今、鋭意検討中でございます。

直近の景観まちづくり審議会でございますが、来週の十月三十一日に開催するというところでございます。これまでも何回か開催しておりますが、直近では十月三十一日に開催するというところでございます。

それでは、具体的な報告に移らせていただきますが、この報告書、A三の報告書でございますが、まず見ていただきますと、大きくは三つの枠になっています。

一番最初は、これまでの景観まちづくりということで、新宿区は二十三区で最も早く、平成三年より景観行政に取り組んでいるという実績がございますので、まずこれまでの取り組みに対する評価はどうなんだろうということ、これまでの評価について一番左側の三分の一の項目についてまとめてございます。これまでの景観まちづくりの実績と方向性です。

それから、次に景観法が施行されましたことを踏まえまして、こうした実績に基づき、どういうふうな課題があるのかということ、景観法の活用から始まりまして、多様な主体との連携、それから他の施策との連携、それから東京都や隣接区との連携、こういうことが今具体の課題になってくるだろうと。

この下の写真ですが、これは特徴的な新宿の景観について六カ所を選んで、例示的に載せています。

それから、一番右の項目でございますが、大きく二つござい

まして、一つは改定計画についてということで、新しく、例えば景観計画の区域は、区内全域としてやっつけていこうとか、例えば目標につきましては、風格と賑わい・潤いのまち 新宿、理念につきましては、これも都市計画審議会の方で先ほど御議論いただきましたが、多様なまちの個性を活かすきめ細やかな景観まちづくり、そういうことがあるだろうというようなお話もございます。

一番下の改正条例でございますが、今後、景観行政団体になって景観行政を進めていくんだということがございますので、これから東京都と協議をしながら、景観行政団体になっていくわけでございますが、その中で新宿区の景観条例も含めまして改正していかねければいけないということで、自主条例の部分でありますとか、それから景観法に基づきます委任条例の部分、こういうものがございまして、景観まちづくりの今後を推進していく体制につきまして検討していかねければいけないというようなことを、現在景観まちづくり審議会において審議しているということでございます。

私の方からは以上でございます。

戸沼会長 都市マスとはどう関係するんですか。

折戸地区計画課長 景観計画よりも、都市マスは上位計画に当たると思いますので、景観計画の審議会の答申を受けて、それから都市マスとの整合性も図っていかねばならないというふうに考えています。

戸沼会長 でも、これ三月でしょう。我々のは二月じゃない。橋口副参事 本日、お示ししましたまちづくりの方針についての中でも景観が入っております。実は、景観まちづくり審議

会でも、前回の審議会では私の方から都市マスタープランの検討状況について御報告をしております。そういった形で、相互にきょう景観審議会の状況について、この審議会では報告するというような形で、お互いに連絡を取りながら、都市マスタープランの改定の中で、景観計画の部分を取り込むような形でまとめていきたいと思っております。

戸沼会長 途中でもいいから、適正な情報で確度の高い情報をこつちに流すということでもいいですね。

折戸地区計画課長 今、会長からお話ございましたように、情報を共有して進めていって、なるべく審議会の状況も都市計画審議会の方にお伝えをしながら進めていきたいと思っております。

戸沼会長 緑との関係など具体的には出ていますからね。  
あともう一つ報告事項。

〔事務局議題朗読〕

日程第二  
~~~~~

住宅まちづくり審議会における「新宿区における新たな住宅施策のあり方」の審議状況について  
~~~~~

小山住宅課長 それでは、新宿区住宅まちづくり審議会の審議状況等につきまして、御報告させていただきます。

新宿区では、新宿区基本計画、新宿区都市マスタープランなどの総合計画のほか、区の施策を実施していくに当たりまして、幾つかの個別計画を策定しておりますが、住宅まちづくり施策につきましては、住宅マスタープランを作成しております。

このたび、第二次住宅マスタープランが、平成十九年度で終了することに伴いまして、第三次住宅マスタープランの策定をするに当たりまして、新宿区住宅まちづくり審議会の答申をいただくことになっております。そのため、今年二月に新宿区における新たな住宅政策のあり方についてとして、新宿区長より諮問させていただき審議をお願いしているところでございます。審議会では諮問を受けて、これまで二回の専門部会、三回の審議会での審議を行っておりますので、今回その審議状況等を報告させていただきます。

お手元の資料に基づきまして、御説明させていただきます。答申に向けた審議の方法としましては、まず住宅を取り巻く状況から、新宿区における住宅政策の課題を抽出しまして、その課題解決に向け、新宿区が目指していく基本目標を設定し、その基本目標を実現していくための施策の方向性を示していくというような審議の方法をとりました。

審議会の審議は、現在最終段階に入っております。先日十月二十三日の審議会では、施策の方向性の審議を終了し、答申に向けての中間のまとめに入っていくところです。

お手元の資料は、この住宅政策の課題、基本目標、目標を実現するための施策につきましての資料でございます。

まず一ページ目の住宅政策の課題でございます。

課題としましては、五つありまして、まず一つとしまして、住宅の安全性や防犯性などに対する不安、二としまして、質の持続が求められるマンションストック、三、さらなる改善が必  
要な住宅の質及び住環境、四、住宅まちづくりに求められる活  
発な地域コミュニティ、五番としまして、少子高齢化の進行等

に伴い拡大する住生活への影響でございます。

次のページを御覧ください。

住宅政策の基本目標でございます。

まず、目標の設定に当たりまして、テーマを設定し、そのテーマの位置づけを定めることを行いまして、それぞれの目標を一から四まで決めました。基本目標の一が、だれもが安心して暮らせる住まいづくり・まちづくり、二番、豊かな住生活を実感できる住まいづくり・まちづくり、三、安定した居住を確保できる仕組みづくり、地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり・まちづくりでございます。

続きまして、目標を実現するための施策の方向性でございます。先ほど、申し上げました目標を実現するための施策の方向性をそれぞれの目標について掲げたものでございます。

審議会では、この方向性のほか、個別、具体的な施策や重点的に実施していくべき施策についての御意見も出されており、今後中間のまとめを作成していく上に、これは施策を例として掲げながら示していくこととしております。

目標の一です。目標を実現するための施策の方向性です。まず、目標の一につきましては、災害に備えた安全性の高い住まいづくり・まちづくりの推進、防犯性向上への取り組み、健康に配慮した住宅の普及促進などがあります。

目標二としましては、分譲マンション等の適正な維持管理及び再生への支援、二番として、ユニバーサルデザイン化の促進等による住宅の質の向上、三としまして、多様な居住ニーズに対応できる体制づくり。

目標三につきましては、一として、高齢者などの住まいの安

定確保、二番として、安心して子供を育成できる居住環境づくりと居住継続の支援、三、住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上でございます。

目標四に対しましては、一として、地域コミュニティによる良好な居住環境づくりへの支援等、二番として、外国人居住者との共生に向けた施策の展開、このようにまとめてございます。次の四ページ目でございますが、これは審議会における審議のスケジュール表でございます。

来年に入りまして、一月、二月に中間のまとめの案につきまして、専門部会や審議会それぞれ審議を行った後、この案につきまして、区民の皆様にご意見を募集を行い、四月に答申をいただくことになっております。

事務局である住宅課ではこの答申を受け、住宅マスタープランの素案作成に取りかかりますが、作成に当たりましては、基本計画及び都市マスタープランとの整合性を考慮していきます。また、その後素案について、住宅まちづくり審議会に案をお示しするとともに、パブリックコメントを行い、平成二十年三月の策定を予定しているところでございます。

以上、簡単でございますが御報告いたします。

戸沼会長 何か御質問がありましたらどうぞ。

よろしいですか。これも、タイムラグがあるようですので、住宅で関係のあるところを初めに教えてもらおうということでもよろしく願います。

それでは、ひとまずよろしいですか、きょうの審議は。あと、事務局から何かありましたらどうぞ。

内藤都市計画主査 三点行います。

まず、本日の議事録でございますが、個人情報に当たる部分を除き、ホームページに公開してまいりたいと考えております。よろしいでしょうか。

それと、先ほど野宮委員より御指摘がございましたので、既に校正が終わっている議事録につきましては、次回の審議会に提出してまいりたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

次に、新年名刺交換会の名簿掲載についてでございます。

新宿区では、毎年一月五日に新年名刺交換会を行っており、今年度も同様に開催する予定です。当都市計画審議会は、新年名刺交換会御案内者名簿の登録団体になっており、従来から構成委員名簿を作成しております。この名簿の記載項目の中に、委員の方の御住所とお名前の個人情報が含まれることになりま。そこで、この名簿に同意いただけるかを再確認させていただきたいと思っております。

同意いただけました場合には、名簿に記載し、平成十九年一月五日に開催予定の新年名刺交換会御案内はがきを発送させていただきます。

なお、同意いただけない方は、本日の審議会終了後、事務局までお知らせをお願いします。

なお、この名簿につきましては、新年名刺交換会の参加者に配付いたしますが、個人情報を伴いますので、名簿に記載される方以外には配布しないこととなっております。

最後でございますが、次回の日程でございます。

次回は、十一月十五日水曜日、午後２時より区役所六階第二委員会室にて開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

思います。

なお、本日都市マスタープラン検討部会の委員の皆様におかれましては、本審議会後第一回の部会を開催させていただきましたので、この後少しお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上でございます。

戸沼会長 では、終わったようですので、どうもありがとうございます。

午後四時三十分閉会

第一二八回 新宿区都市計画審議会会議録

平成十八年十月二十七日

会 長 戸 沼 幸 市

署 名 石 川 幹 子